

## 地方公営企業法の適用に関する実務研究会

### 中間的な論点整理

(「第3 固定資産情報の整備」に関する論点)

論点1 固定資産台帳整備に係る基本的な考え方

論点2 固定資産台帳の記載項目

論点3 固定資産台帳の登録単位

論点4 固定資産台帳整備時の不明資産の取扱い

(「第4 その他」に関する論点)

論点5 その他の論点

## (「第3 固定資産情報の整備」に関する論点)

### 論点1 固定資産台帳整備に係る基本的な考え方

財務規定等の適用を推進する趣旨・目的等を踏まえて、地方公共団体が財務規定等の適用に伴い固定資産台帳の整備を行うことにより、以下のことを可能とすることについて、どのように考えるか。

- ① 地方公営企業が効率的な経営を行うために必要である、保有資産の現在の経済的価値の適正な把握と投資資金の期間配分額の算定(適正な原価計算の実行)(具体的には、適正な貸借対照表・損益計算書の作成)。
- ② 地方公営企業が経営基盤の計画的な整備(計画的な施設更新等)を行うための基礎情報として、資産の現状(施設の老朽化等の状況)の把握。

一方で、「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書等に示されているとおり、地方公共団体が固定資産台帳情報を整備するには相当程度の事務量が生じるものであり、また、財務規定等適用後の固定資産台帳のメンテナンス(追加登録・抹消等)についても同様であると考えられる。

固定資産台帳の整備・更新等に係る地方公共団体の経費・人員等の負担を必要最小限のものとするためには、固定資産台帳の記載項目、登録単位等について、過度に精緻な水準を求めるべきではなく、財務規定等を適用する趣旨・目的に照らして妥当と考えられる水準であれば足りるとすることが望ましいのではないか(言うまでもなく、地方公共団体が必要性を認識して、自主的に精緻な固定資産台帳を作成することは否定されるものではない。)。

これらのことを踏まえて、固定資産台帳の整備については、「公営企業の経営、資産更新等についての固定資産台帳情報の活用(上記①②)」を見据えた上で、「会計的、監査的に許容し得る水準の精度(記載項目・登録単位)」と「地方公共団体にとって整備・更新が過度の負担とならないように、地方公共団体の実施可能性に配慮した水準の精度(記載項目・登録単位)」という二つの考え方を両立させることを基本的な考え方とすることについて、どのように考えるか。

(参考)

地方公営企業法第20条第2項

地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

## 論点2 固定資産台帳の記載項目

論点1において示された基本的な考え方を踏まえて、「保有資産の現在の経済的価値の把握」「投資資金の期間配分額の算定」を適正に行うことを基本として、「資産の現状把握」を合理的な水準で行うことが可能となるように、固定資産台帳記載項目を設定することを基本方針としてはどうか。

具体的には、総務省がこれまでに固定資産台帳について示している通知等（「地方公営企業の会計規程(例)について」(平成24年10月19日付総財公第98号)）や地方公共団体の実情等を踏まえて、以下の項目について、固定資産台帳に記載することについて、どのように考えるか。

- ① 固定資産台帳において個別の固定資産を特定するとともに、その現状を把握するために必要な項目の候補として、下記の項目が考えられるのではないか。

名称、所在地・保管場所、固定資産番号・種別・区分、構造・形状寸法・能力、用途、工事番号・契約番号・図面番号、リース区分

これらの項目については、資産コードを設定すること等による合理化・記載の簡略化が可能であり、また、固定資産台帳と資産の管理台帳等が連携している場合には、管理台帳で把握することができる項目については基本的に固定資産台帳に記載されていないとも差し支えないものと考えられるのではないか。

なお、詳細な資産の現状(地目・階数、耐震化の有無、運営状況、職員数等)を記載することにより、資産の現状把握についてより充実した固定資産台帳を整備することが可能となるものと考えられる。

- ② 資産の現在の経済的価値の把握、投資資金の期間配分額(減価償却費)の算定のために必要な項目の候補として、下記の項目が考えられるのではないか。

帳簿価額、取得年月日・供用開始年月日(取得と供用開始の時期が異なる場合)、取得原因、取得価額、取得財源、耐用年数、経過年数、残耐用年数、減価償却率、年間減価償却額、減価償却累計額、整理科目(勘定科目)、除売却情報

これらの項目については、老朽化の状況等を把握するために有意義な項目としても活用可能と考えられる。

なお、セグメント情報、減損グループ等を記載することにより、資産の経済的価値・現状等をより適切に反映した固定資産台帳を整備することが可能となるものと考えられる。

- ③ 期間配分額(長期前受金戻入)算定のために必要な項目の候補として、下記の項目が考えられるのではないか。

長期前受金の額、長期前受金戻入額、長期前受金収益化累計額、長期前受金残存価額

ただし、他の手法により長期前受金戻入額等を把握することが可能な場合には、上記の項目が固定資産台帳に記載されていなくとも差し支えないものと考えられる。

- ④ 資産の現在の経済的価値を正確に把握するため、当該資産の価値(価額)等に異動が生じた場合にその内容を把握するために必要な項目の候補として、下記の項目が考えられるのではないか。

増減情報(増減が生じた年月日、増減理由、増減額、増減内訳)

地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時においては、地方公共団体の実施可能性にも留意し、過去に取得した固定資産の情報が十分に把握できない等の状況にある地方公共団体は、貸借対照表・損益計算書を作成するために必要な項目についてのみ記載し、他の項目(必須項目を含む)については入力を省略する等、簡易的な手法を採用することもやむを得ないのではないか。

なお、以下の論点について、検討を要するものと考えられる。

地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時には、これまでの減価償却がないもの(減価償却累計額がゼロ。ただし、帳簿価額にはこれまで行われた減価償却を反映している。)として固定資産台帳等が整備される。このため、貸借対照表において、資産取得時からの減価償却累計額(資産の老朽化の進捗状況)を捕捉することが困難であり、また、毎年の減価償却費や長期前受金戻入額も適用前の資産について計算した額とは変わる。

これを防ぐために、移行時に台帳を整備するに当たり、資産取得整備時から減価償却が行われてきたものとして減価償却累計額等を記載することについて。

### 論点3 固定資産台帳の登録単位

固定資産台帳に登録する資産の単位(登録単位)についても、固定資産台帳記載項目(論点2)と同様に、論点1において示された基本的な考え方を踏まえて、「保有資産の現在の経済的価値の把握」「投資資金の期間配分額の算定」を適正に行うことを前提として、「資産の現状把握」を将来の更新等の必要性を判断するに当たっての基礎情報となり得る程度の合理的な水準で行うことが可能となるように設定することを、基本方針としてはどうか。

一方で、登録単位を必要以上に精緻な水準で設定した場合には、地方公共団体は固定資産台帳の整備に膨大な経費・人員・期間等を必要とするほか、地方公営企業法適用事業に移行後に登録情報の更新を行う際にも過度の負担が生じることが懸念されるところである。このため、地方公共団体の実施可能性についても配慮した登録単位とすることが必要と考えられる。

これらのことを勘案して、登録単位について、具体的には下記のとおり設定することについて、どのように考えるか。

- ① 資産種別に応じて分類することとしてはどうか(ここでいう資産種別とは、「地方公営企業法施行規則」(昭和27年総理府令第73号)別表第2号及び「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」(平成24年10月19日付総財公第99号)別紙2の「細目」に対応した分類(耐用年数を基にした分類)とする。)
- ② 資産の取得年度に応じて分類することとしてはどうか。

耐用年数(①)や取得年度(②)が異なる資産については、同一の単位で登録した場合には減価償却の額を適切に算定できないこととなるため、区分して登録することが固定資産台帳整備の前提となるものと考えられる。

- ③ 固定資産台帳整備の前提となる、耐用年数(①)や取得年度(②)での分類に加えて、各地方公営企業が「自らの資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準」と考えられる、より合理的な分類区分(例:工事、設計、管理、区域等)を設定し、当該区分で分類することとしてはどうか。

地方公営企業における固定資産の整備・管理等の実態は多様であるため、将来の更新投資の必要性・規模等の基礎情報を把握することが可能となる水準の登録単位について、全国一律の分類区分を設定することは困難であると考えられる。このため、各地方公営企業が自らの整備・管理の実情等を踏まえて、合理的な分類区分を設定し、それに応じて固定資産を分類することとしてはどうか。

なお、各地方公共団体が分類区分を設定するに当たっては、固定資産台帳を整備す

る手順にも留意した区分とすることが合理的ではないか(例えば、固定資産台帳を整備する際には、契約書等を基に資産の取得に要した金額を把握し、その金額を資産種別に応じて仕分ける手順を一般的な手順としている地方公共団体においては、「工事」毎に分類した固定資産情報を登録することが合理的ではないか。)

資産の分類を行う場合に、主たる資産に附帯している資産や、主たる資産と一体的なものとして管理している資産等であって、減価償却等を一体的に行っても差し支えないと特に認められる資産(例えば、固定資産台帳において一体的に取り扱ったとしても減価償却額の算定等に大きな影響がないものと考えられる資産。)等については、資産種別(耐用年数)や取得年度が異なっても、主たる資産と一体のものとして固定資産台帳に登録するという簡易的な手法を採用することも考えられるのではないか。

また、地方公営企業法非適用事業から適用事業への移行時には、膨大な固定資産情報の整備を行わなければならないことも踏まえて、地方公共団体の実施可能性にも留意し、過去に取得した固定資産の情報が十分に把握できない等の状況にある地方公共団体は、上記①②の分類のみ行う等の簡易的な手法を採用することも合理的であると考えられるのではないか。

## 論点 4 固定資産台帳整備時の不明資産の取扱い

固定資産のうち、取得時期又は取得価額が不明な資産(不明資産)については、固定資産台帳の正確性や比較可能性を確保する観点から、統一的な基準により、取得時期・帳簿価額等を設定することが必要と考えられる。

地方公営企業の資産については、別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもって帳簿価額としなければならないこととされている(地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第8条第1項)。これは、保有資産の現在の経済的価値を貸借対照表等による適切な形で明確化するためには、取得原価を基に算定した現在価額を固定資産の価値とするべきこと等によるものと考えられる。

このため、不明資産についても、「取得時期」「取得価額」を合理的な手法に基づいて推計し、固定資産台帳情報を整備することが必要であると考えられる。

「取得時期」「取得価額」の推計に当たっては、制度の継続性や地方公共団体の実施可能性にも留意し、「地方公営企業再評価規則」(昭和27年総理府令第74号)第6条(取得の時期が不明な資産)・第7条(取得価額が不明な資産)において示されている考え方を参考とすることが合理的ではないか。

(参考)

### 地方公営企業資産再評価規則第6条

取得の時期が不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録がある時期
- 二 当該資産について、その令附則第六項の再評価基準日以後の使用可能年数を見積り、その年数を、当該資産を新たに取得した場合においてこれにつき通常の管理又は修理をなすものとして予測される使用可能年数から控除した年数を再評価基準日以前にさかのぼった時期
- 三 左のイからトまでに掲げる時期のうち当該資産の取得の時期に最も近いと認められる時期
  - イ 当該資産の属する工場又は事業場において、事業設備として当該資産と一体をなす他の資産で、当該資産の取得の時期と同じ時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるものの取得の時期
  - ロ 当該資産を有する者若しくは当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が有する同じ種類の資産で、その再評価基準日における現況が当該資産に類似するものの取得の時期
  - ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得の時期

- ニ 当該資産に表示されているその製作の時期
- ホ 当該資産の属する工場若しくは事業場の建設の時期
- ヘ 当該資産がその用に供されている事業の開始の時期
- ト 当該資産の取得価額が明らかである場合において、その取得価額によつて推定される取得の時期

#### 地方公営企業資産再評価規則第7条

取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる金額をその取得価額とみなすことができる。

- 一 当該資産について最も古い記録に記載された価額
- 二 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期と同じ時期に取得した当該資産に類似する他の資産の取得価額
- 三 当該資産の取得の時期における同じ種類の資産又はこれに類似する他の資産の価額
- 四 当該資産を有する者又は当該資産がその用に供されている事業と同じ種類の事業を営む他の者が、当該資産の取得の時期の前又は後三年以内に取得した当該資産に類似する他の資産で、その取得価額の明らかであるものの取得価額に左の算式により計算した数を乗じて算出した金額当該資産に類似する資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数÷当該資産の取得の時期に応ずる別表第三の倍数
- 五 当該資産の構造又は型式によつて推定される取得価額

## （「第4 その他」に関する論点）

### 論点5 その他の論点

統一的な基準による地方公会計の整備促進のために、総務省が現在行っている財務書類等についての実務的な検討との関係について、分かりやすく、また、整合したものとなるように配慮すべきではないか。